

令和7年6月 河北町農業委員会総会（第6回）

令和7年6月25日（水曜日）午後4時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
7 番 堀 和彦 委員	8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員
10 番 逸見 三和子 委員	11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年6月25日（金曜日）午後4時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 6 番 木嶋 啓治 委員 7 番 堀 和彦 委員

日程第2 議案の審議

報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、只今から令和7年6月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

6番 木嶋 啓治 委員 7番 堀 和彦 委員お願いいたします。

日程第2、議案の審議にはいります。報第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号36番 所在地 西里字下楨●●、畑ほか3筆、合計9,167㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、甥の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いするとのことです。畑については、現在空き家になっている住宅用地に隣接しており、何十年と農地として利用されていないようで、非農地化しております。親族のみなさんも農地だとは思わなかったということで、今後については、相談しながら対応していきたいと思っております。

次に、申請番号37番 所在地 谷地字月山堂●●、田ほか7筆、合計6,327㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後ですが、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いしますが、下野の畑4筆についてはあっせん希望とのことです。別紙で地図を配布させていただいておりますのでご覧いただければと思います。

次に2ページをお開きください。申請番号38番 所在地 西里字荻小沢●●、田ほか8筆、合計6,549㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。根際の田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いし、そのほかは自作するとのことです。

次に申請番号39番 所在地 谷地字海老鶴●●、田ほか12筆、合計16,702㎡です。所有者●●さんが●●年●●月8日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

次に申請番号 40 番 所在地 谷地字所岡●●、田、132 m²、1 筆です。所有者は●●さんで、●●さんが借受けていた田になりますが、今後も●●さんが耕作するということで、賃貸借権の相続をするものです。

次に申請番号 41 番 所在地 西里字下楨●●、田、ほか 6 筆、合計 9,365 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いし、畑は自作するとのこと。

次に 4 ページをお開きください。申請番号 42 番 所在地 大字溝延字馬場●●、田、ほか 2 筆、合計 6,683 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いすることです。

以上 7 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

今事務局の方から説明ありました。

何か皆さんからご質問・ご意見ございませんでしょうか。

37 番、下野の畑 4 筆いずれも 2、3 畝しかない畑で尚且つ道路に付いていないところもある、なかなか大変なところのようです。あっせんは売買でも良いということなんだよね。

○ 事務局（嶋田）

はい。

○ 議長（会長）

隣の人を買わない限り値段はつかないかなと思います。谷地の委員の方大変でしょうけども、もし何かあったらお声がけよろしくお願いいたします。

40 番、●●さんは自分が相続した田んぼは他の人に耕作してもらっているけど、所岡のこの田んぼは田んぼとして耕作するのか所岡だから畑にしているのか。

○ 事務局（嶋田）

現況は田ではないようです。

○ 議長（会長）

1 畝くらいだし自家用野菜みたいなのかな。

○ 事務局（嶋田）

はい、そうだと思います。

○ 議長（会長）

あと皆さんから何かなければこのまま進めてください。

次に移ります。報第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

報第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、5 ページ、申請番号 97 番、所在地 西里字塩ノ渚●●、樹園地、2,765 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの賃貸借契約の合意解約です。解約後は他の方と賃貸借契約となります。

次に申請番号 98 番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、804 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの賃貸借契約の合意解約です。理由は、溝延築堤事業に係る用地買収による合意解約です。

以下、申請番号 99 番から資料の 6 ページ申請番号 103 番までは、溝延築堤事業に係る用地買収による合意解約で、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上 7 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。皆さんから何かご質問ございませんでしょうか。

布川委員

○ 布川委員

97 番、解約後は誰か決まってるのか。

○ 岡崎委員

はい。

○ 議長（会長）

はい岡崎委員。

○ 岡崎委員

●●さんの方に受けていただきます。加工用桃ということですのですぐにしてもらいました。

○ 議長（会長）

よろしいですか。あと何かありませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。議第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、議第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、7 ページをお開きください。

申請番号 35 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字田井字田中嶋●●、畑、115 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、経営移譲のためとのことです。

次に申請番号 36 番、贈与による所有権移転です。所在地 谷地字山王●●、田、ほか 1 筆、合計 6,707 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、経営移譲のためとのことです。

次に、申請番号 37 番、贈与による所有権移転です。所在地 西里字根際●●、畑、483 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さん外 1 名です。県外にお住まいで管理もできないことから、ご親戚の●●さんをお願いするものです。

次に、売買による所有権移転です。申請番号 38 番、所在地 大字田井字田中●●、畑、478 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、相手側の要望ということで、受け人の住宅の隣接地で利便性が高いためとのことです。

次に 8 ページをお開きください。申請番号 39 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東チ●●、畑、502 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、高齢化による経営縮小のためとのことです。

申請番号 40 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字柏川尻●●、畑、1,056 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、労力不足のためとのことです。

以上 6 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは現地調査報告をお願いします。35 番から順次お願いします。

○ 関委員

はい 35 番、4 月に利便性を良くするため交換した農地ですけど、親子間で使用貸借するということでさくらんぼ畑の一部になっていました。

あと、38 番、●●さんのさくらんぼ畑だったんですけれども、今はきれいになっていて住宅のすぐ目の前なので野菜畑にするそうです。以上です。

○ 議長（会長）

はい、それでは 36 番お願いします。

○ 奥山委員

36 番はさくらんぼ畑で収穫をやっているところで問題はありませんでした。

○ 議長（会長）

はい、37 番お願いします。

○ 逸見委員

はい、所有者は 20 年ほど前から仙台在住でこちらには戻ってこないで、ここの畑を作ってもらえないかということで 30 年くらい受け人が管理しています。きれいにアスパラを植えています。

○ 議長（会長）

39 番お願いします。

○ 布川委員

39 番ですけれども、住宅と住宅の間でどこから入ってよいのかわからないようなところでした。野菜畑になってました。以上です。

○ 議長（会長）

40 番お願いします。

○ 押野委員

40 番、溝延の柏川尻さくらんぼの園地ですけれども雨よけと路地がありますけれども、隣接している受け人の●●さんの方で管理しているということで問題ないです。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労様でございました。

何か皆さんからご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければ次に進みます。議第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは 9 ページ、ご説明いたします。議第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 5 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地中央二丁目●●、畑、54 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由ですが、申請人の自宅には、現在、車 2 台分の駐車スペースがありますが、もう 1 台車を購入することに伴い駐車場が必要となるため、自宅に近い申請地を購入して駐車場とする計画です。資料の 10 ページが案内図で、11 ページが字切図になります。宅地と道路、畑に囲まれた場所で、造成の必要はない土地です。資料の申請地の場所から左へ移動していただいて、2-10, 2-11 とあるところが申請者の住宅の場所になります。12 ページが土地利用計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いいたします。

○ 木嶋委員

午前中行ってきました。申請どおり車 1 台分くらいのスペースで建物は建てられないような面積なので車置場としては申し分ないと思いました。問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、ご苦勞様でございました。

ちなみに事務局、お値段はいくらぐらいですか。

○ 事務局（嶋田）

総額で 30,000 円です。

○ 議長（会長）

以上で議案の審議のほう終了いたします。

午後 4 時 30 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
